

標題

海事保安に関する SOLAS 条約改正について(その 5)
(実施のためのガイダンス)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0541
発行日 2003 年 8 月 8 日

各位

第 77 回 IMO 海上安全委員会における海事保安に関する SOLAS 条約改正の審議結果について、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0536 でお知らせいたしました。この度、これらの審議結果を取りまとめたものとして、MSC/Circ.1097 "Guidance relating to the implementation of SOLAS Chapter XI-2 and the ISPS Code"が回章されました。ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0536 と重複するところもありますが、概要を以下のとおり、お知らせいたします。

1. 移動式及び非移動式浮体構造物 (Mobile and immobile floating units)

FSU (Floating Storage Unit) 及び FPSO (Floating Production, Storage And Offloading Units) への適用

ISPS コードでは Mobile Offshore Drilling Unit (MODU) への適用は明記されているが、FSU、FPSO 加えて、Single Buoy Mooring への適用について、意見が求められていた。その結果

- (1) FSU 及び FPSO は、ISPS コードの適用対象ではないが、これとインターフェースを実施した船舶の安全を保証するための、保安対策が求められることが確認された。
- (2) FSU 及び FPSO が、固定プラットフォームに係留しているときは、当該プラットフォームの保安対策の一部としてカバーされるべきとの結論を得た。
- (3) FSU 及び FPSO が、プラットフォームと沿岸国間の近距離の定期的な航海をする場合には、国際航海に従事しているとは、見なされないことになった。
- (4) 一点繫留 (Single Buoy Mooring) は、沖合い施設と接続していれば、当該施設の保安対策に含まれ、港湾施設と接続していれば、港湾施設保安計画に含まれることになった。

2. 国際船舶保安証書 (International Ship Security Certificates: ISSC)

- (1) ISPS コード B 部は勧告 (強制要件ではない) として扱われているものの、コード A 部 9.4 は B 部を考慮 (take into account) しなければならないことになっている。
- (2) B 部 8.1~13.8 を考慮していない限り、証書は発給されるべきではない。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: www.classnk.or.jp) においてご覧いただけます。

3. 国際船舶保安証書の発行

(1) 証書は

- (i) 船舶が承認された船舶保安計画をもっていること、そして
- (ii) 船舶が承認された計画に基づいて運航されていることに関して、主管庁が満足する客観的証拠がある

場合のみ発行される。

- (2) 小さな不遵守 (minor non-compliance) がある場合、証書を発給してはならないことが確認された (必ず承認された船舶保安計画に完全適合していなければならない)。

4. 証書発行後の欠陥

- (1) 証書発給後に不具合が発生した場合、保安レベル 1~3 での船舶の運用に影響がある重大なものは、直ちに、また船舶の保安上の能力に問題を生じさせない程度のものであつては、遅滞なく、旗国政府あるいは証書を発行した認定保安団体 (RSO) に、報告する。もし、重大であれば、是正処置の提案とともに報告する。
- (2) 修理を行うための期間、代替保安措置が承認されるかもしれないが、もし、これが実施されていない場合、証書は無効になる。
- (3) 会社保安職員及び船舶保安職員並びに主管庁は、小さな不具合でも積み重なると、保安レベル 1~3 での船舶運航の阻害となることに留意する。

5. 記録

記録を維持することの重要性が強調された。

6. 訓練及び証書

- (1) 当面の措置として、国際船舶保安証書 (ISSC) を所持していることが、ISPS コードに従った訓練がなされていることの実上の証拠として、取り扱われることが同意された。
- (2) 旗国政府は、どのように訓練を行うべきか、また、特別な証明制度が必要かを決定する責任を有する。米国が、資格証明の導入及び訓練の証拠書類等の法案を、2004 年 7 月以降に、開発・公表することが、期待されている。なお、PSC により訓練の不足が指摘されれば、更なる対応が取られるであろう。

7. 報告に関する要件及び情報の通知

SOLAS XI-2 章 13.1.1~13.1.5 規則で要求される情報は、全世界の海運関係者が入手しやすいことが重要であることが、同意された。この情報は、IMO を通じて、全世界の海運関係者に伝達されることが確認された。

(次頁に続く)

8. 入港前の検査

SOLAS XI-2 章 9.2.5 規則によると、寄港国政府は船舶が目的の港に入港する前に同国領海内において検査を行うことを認められている。具体的にどのような場合か検討した結果、これはあらかじめ諜報機関などから寄せられた情報に基づく船体搜索であることが確認された。

9. 切迫した脅威

SOLAS XI-2 章 9.3.3 規則に述べられている切迫した脅威 (immediate threat) の解釈について、検討された。その結果、これには、SOLAS XI-2 章及び ISPS コード A 部に従っていない場合、もしくは上記諜報機関からの情報に基づく場合の2種類があることが同意された。なお、これに加えて、国家治安あるいは国防上の理由からのシナリオもありえることが、認識された。

10. 監督措置の実施責任

監督措置の実施責任に関して、国により各省庁の所管の違いもあり、各国毎に事情が異なることが認識された。監督措置は、単一の省庁で実施する国もあるであろうし、従来の PSC 当局に加え、保安関係については、所轄官庁(入管、警察、海軍等)が行う国もあるであろうとされた。

11. 船舶識別番号について

船舶識別番号には、"IMO"が含まれることが確認された。すなわち、7桁の数字の前に"IMO"の文字を付ける。

12. 検証 (Verification)

ISPS コードの適合検証においては、装置・機器については100%の検証が要求され、運用状況については、サンプルベースでの審査が行われることが確認された。

13. 領海に入域しようとする船からの報告の任意性

SOLAS XI-2 章 7 規則において、領海を航行している船舶、或いは領海に入域しようとしている船舶から、関係沿岸国への通知は任意であり、この規定は、強制的な報告制度を設けることを意図するものではないことが明確にされた。

14. 保安宣言 (Declaration of Security – DOS) の実施上の問題

ISPS コードが適用されない港湾施設または船舶の場合、DOS を交換するため、それらの港湾施設または船舶に、コンタクトポイントが必要であることが確認された。

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 情報センター 安全管理システム部
住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)
Tel.: 043-294-5999
Fax: 043-294-7206
E-mail: smd@classnk.or.jp

VOID